

「薬事衛生六法 2015」（2015 年 4 月 1 日発行）の記述に誤りがありました。お詫びを申し上げるとともに、下記の通り訂正させていただきます（2015 年 4 月 27 日現在）

該当箇所	誤	正
目次（五）	医薬品、医薬部外品、 <u>化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令</u>	医薬品、医薬部外品、 <u>化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令</u>
p.20（1段目左から 15 行目の改正期日）	平 26・11・27 法一一二	平 26・11・27 法一二二
p. 25（第十三条第一項）	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、 <u>化粧品又は医療機器</u> の製造をしてはならない。	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品 <u>又は化粧品</u> の製造をしてはならない。
p. 26（第十四条第二項第三号口）	□ 申請に係る医薬品又は医薬部外品が、その効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより、医薬品、医薬部外品又は <u>医療機器</u> として使用価値がないと認められるとき。	□ 申請に係る医薬品又は医薬部外品が、その効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより、医薬品 <u>又は医薬部外品</u> として使用価値がないと認められるとき。